

ID: 170

担当部署: 都市建設課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	柴田町駐車場条例 第16条		
例規番号	平成2年条例第2号		
【基準】 第16条の規定による。 (監督処分) 第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為の中止、駐車場からの自動車の撤去又は人の退場を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 駐車場の保全又は駐車場の利用に関し著しい支障が生ずるおそれがあるとき。 (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日